

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 今般の緊急事態宣言を踏まえ、以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 緊急事態宣言の影響を受ける事業主への迅速かつ円滑な支援

・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金

解除された都府県 : 1日4万円（経過措置、21時までの時短要請の場合）

それ以外の都道府県 : 1日2万円

※ 地方公共団体の判断により、上記額の平均の範囲内で、事業規模の区分に応じて、協力金を支給することも可能

・ 飲食店の時短営業等の影響により売上の減少した中小事業者への一時金【3月8日申請受付開始】

（上限：個人30万円／法人60万円）

・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等【3次補正】

➤ 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）

➤ 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）

・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援【3次補正で拡充】

➤ キャンセル費用の支援（全国ツアーの一部である地方公演等も対象）【3月15日公表（地方公演等への適用部分）】

➤ J-LODlive補助金の運用改善（支援回数の見直し、つなぎ融資の創設）【3月18日公表】

・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【3次補正で拡充、4月まで】

② 企業の資金繰り支援等

- ・日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み(3次補正で拡充)】
公庫(国民事業)等、民間:4,000万円→6,000万円 公庫(中小事業)等、商中:2億円→3億円
※実質無利子・無担保融資について、民間は3月末まで、政府系は当面今年前半まで。
- ・日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請とフォローアップ(中堅企業向けについても要請)【1月19日に要請(中堅企業も含め、2月5日、3月8日に再度要請)】
- ・日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請(2月5日、3月8日に再度要請)】
- ・コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・年度末に向けた資金繰り支援を中心とする金融面の対応策【早急にとりまとめ】

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例、休業支援金・休業給付金の延長等【3次補正で拡充】
 - 現行の特例措置を4月末まで継続
 - 5~6月は原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい大企業について特例を設ける。
 - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用【2月26日申請受付開始】
- ・雇用対策パッケージ(在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等)による各種支援【3次補正で拡充】
- ・新たな雇用・訓練パッケージ(感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等)の実行【2月12日公表】
 - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置(収入要件・出席要件)の活用による受給者倍増(約2.5万人を目標)【3月16日公表】
 - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設
- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施(オンデマンド型のオンライン訓練等)

④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例、休業支援金・休業給付金の延長等（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
 - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
 - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を4月以降も継続（6月末まで）【3月16日公表】
 - 緊急小口資金の特例貸付に係る償還免除要件の明確化【2月2日】
 - 総合支援資金の特例貸付に係る償還免除要件の明確化（資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除）【3月16日公表】
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）【3月16日通知】
- ・住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を4月以降も継続（6月末まで）【3月16日公表】
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）【3月16日公表】
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）の支給
 - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
 - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化【3次補正で拡充】
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、食や住の支援等の各種支援策の周知・徹底
【1月29日、3月5日に通知等発出。3月中に、学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出予定】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化【1月29日に公表】

⑤孤独・孤立、自殺対策等

- ・ 都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化【3次補正で拡充】
- ・ 地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・ **NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等【3月16日公表】**
 - **NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化**（セーフティネット強化交付金、地域自殺対策強化交付金）
 - **フードバンクへの支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充**
 - **NPO等が行う子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）に係る地方自治体への補助の拡充**
（地域子供の未来応援交付金）
 - **NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充**
（地域女性活躍推進交付金）
 - **公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、就労等を見据えた自立支援を行う
仕組みの創設**
 - **NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充**

(2) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費により機動的に対応。

2. 経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

(1) 3次補正予算が成立したことから、経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【3月中に公募開始予定（2月15日以降の支出を対象）】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金:3月下旬公募開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金:2月9日公募開始、IT導入補助金:4月上旬公募開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1.4兆円の追加支援に対応）
 - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
 - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,500億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円）

④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

(2) 年度末を見据え、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

- ・ 官民金融機関等に改めて柔軟な対応を要請【3月8日】、年度末に向けた資金繰りを中心とする金融面の対応策【早急にとりまとめ】（再掲）